

日本教育保健学会倫理綱領

日本教育保健学会会員は、教育、研究及び地域活動によって得られた成果を、発達及び教育的視点に立った子どもの健康形成にかかわるあらゆる営みのために用いるように努め、社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する。

第1条（責任）

会員は、教育保健に関する教育、研究の質を担保し、地域活動に貢献する責任を持つ。

第2条（配慮と同意）

会員は、教育保健に関する教育、研究及び地域活動に際して、対象者または関係者の権利を尊重し、同意を得たうえで行う。

第3条（守秘義務）

会員は、教育保健に関する教育、研究及び地域活動において、知り得た個人及び団体のプライバシーを守秘する。

第4条（倫理の遵守）

- 1 会員は本倫理綱領を遵守する。
- 2 会員は、原則として「人間を対象とする医学研究の倫理的原則（ヘルシンキ宣言）」を遵守する。
- 3 会員は、原則として「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（2021年3月23日制定・2023年3月27日一部改正、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）を遵守する。
- 4 会員は、原則として児童の権利に関する条約を遵守する。
- 5 会員は、その他、人権にかかわる宣言を遵守する。

第5条（改廃手続）

本綱領の改廃は、理事会が行う。

付則

本綱領は、2024年1月27日理事会にて決議、2024年1月27日より施行する。